

姫路市斎場予約システム導入等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和2年(2020年)1月

姫路市 市民局 市民生活部

名古屋山霊苑管理事務所

目次

1	プロポーザルに付する事項	P2
2	参加者の資格	P2
3	プロポーザルの実施日程	P4
4	参加手続	P4
5	実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答	P5
6	企画提案書等の提出	P5
7	プロポーザルの辞退	P7
8	審査の方法	P7
9	契約候補者の選定	P8
10	契約に関する事項	P8
11	失格要件	P8
12	留意事項	P9
13	提出先・問合せ先	P9

本要領は、姫路市斎場予約システム導入等業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績等をもった業者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)にて選定するために定めるものである。

1 プロポーザルに付する事項

(1) 事業名

姫路市斎場予約システム導入等業務（以下「本事業」という。）

(2) 目的

本事業は、姫路市が運営する名古屋山斎場、清水谷斎場の火葬等の利用予約について、インターネットを活用した斎場予約システム（以下「システムという。」）を導入し、利用者の利便性向上と予約・管理業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

① システム開発業務

別紙「姫路市斎場予約システム開発業務委託仕様書」に示すとおり

② システム保守運用管理業務

別紙「姫路市斎場予約システム保守運用管理業務委託仕様書」に示すとおり

(4) 履行場所

本市の指定する場所

(5) 履行期間

① システム開発期間及び運用準備期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日まで

② システム保守運用管理期間

令和2年（2020年）4月1日から令和6年（2024年）12月31日まで

合計 60 か月以内

(6) 提案上限額

① システム開発業務委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 5,800 千円

② システム保守運用管理業務委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 8,550 千円

（内訳） 150 千円(月額)×57 か月以内

ア 契約金額は開発事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。

イ ②の委託業務契約は、令和2年度以降、年度毎に予算の成立が条件となるが、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。ただし、この契約を変更し、又は解除した場合において、契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を姫路市に請求することができる。この場合における賠償額は、双方協議の上で定めるものとする。

2 参加者の資格

(1) 参加資格

このプロポーザルに参加する事業者は、本事業の目的を理解し、次に掲げる条件を全て満たしていること。

① 令和元年（2019年）12月1日時点において、姫路市入札参加資格を有し、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」詳細業種「システム開発・運用」で登録されていること。

② 次に示すシステム構築の実績を有していること。

ア 国又は地方公共団体が運営し、人体炉4基以上を有する火葬場施設に、インターネットを介した予約機能を有する予約管理システム（自社開発、共同提案等）を納入した実績があること。

イ アの予約管理システムが、平成30年度（2018年度）までに稼働を開始しており、現在も継続的かつ安定的に運用されていること。

ウ アの予約管理システムは、汎用的なパッケージソフトウェアであり、柔軟にカスタマイズ可能な仕組みであること。

エ アの予約管理システムは、予約データの消失、重複等の重大なトラブルを起こすことなく、運用開始直後から安定して稼働していること。

オ 令和元年度（2019年度）中にシステムの構築が可能であること。

③ 次に示す要件を満たしていること。

ア 次のセキュリティ規定を全て取得しており、5年以上の運用実績があること。

・プライバシーマーク

・JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001

イ 経済産業省、情報セキュリティスペシャリスト試験合格者又は情報安全確保支援士の試験合格者を本事業の開発担当技術者として常時配置できる者であること。なお、当該業務に携わる技術者は、受託者と直接的かつ3年以上の恒常的な雇用関係にあること。

(2) 参加資格（その他）

参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

① 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者であること。

② 本市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しない者であること。

③ 法人にあつては、姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。

⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥ 公告（募集開始）の日から受託候補者決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

ア 指名停止（姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による

- 指名停止をいう。以下同じ。)を受けていない者
 イ 指名停止の措置要件に該当しない者

3 プロポーザルの実施日程

このプロポーザルに係る主な日程は、次の表のとおり。

期日など	内容
令和2年(2020年)1月8日(水)	・公告 ・質問受付開始 ・参加申込受付開始
1月17日(金)正午	・参加申込受付終了 ・辞退届出〆切
1月18日(土)以降	・参加者決定通知書発送
1月21日(火)午後5時	・公告内容に関する質問受付終了
1月22日(水)以降	・質問回答予定
1月27日(月)正午	・企画提案書提出〆切
1月30日(木)	・契約候補者決定、選考結果通知
1月31日(金)以降	・契約締結

4 参加手続

このプロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す要領で参加申込みを行うこと。なお、資格要件を確認した結果、資格を満たさないと判断した場合は個別に通知する。

(1) 提出書類等

- ① 姫路市斎場予約システム導入等業務委託に係るプロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第1号)
1部
- ② 会社等概要書(様式第2号) 6部
※会社概要の分かるパンフレット等がある場合は添付すること。
- ③ 実績一覧表(様式第3号) 6部
- ④ 「2 参加者の資格」を満たしていること(以下「参加資格」という。)を証明する書類
 ア 2-(1)-②に示すシステムの構築実績が分かる契約書等の写しその他の実績を証明できる書類 正本1部 ※納入先、納入年度、業務期間が分かるものの写し等
 イ 2-(2)-③に示す税目について未納のないことが分かる納税証明書 正本1部(公告日以降の原本)
- ⑤ 適切なセキュリティ規定(プライバシーマーク、JIS Q 27001 又は ISO /IEC27001)及び作業者が所有する資格を 取得していることが分かる書類等(写し可)
- ⑥ プロポーザル参加確認書の返信用封筒(返信先を記載し、694円分の切手を貼った長3封筒)

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は、午前9時から正午まで。郵送の場合は、提出期間の最終日正午必着とし、

書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 提出期間

公告日から令和2年(2020年)1月17日(金)正午まで

(5) 参加資格の確認

- ① 提出された書類により参加資格を審査し、その結果は令和2年(2020年)1月18日(土)以降に通知する。
- ② 参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合、令和2年(2020年)1月24日(金)午後5時までに参加資格なしとした理由の説明を請求する旨を、書類により提出すること。姫路市は、当該請求の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和2年(2020年)1月8日(水)から1月21日(火)午後5時までに質問書(様式第4号)にて提出のこと。

(2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。また、質問の受付期間より後の質問は、一切認めない。持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 質問への回答

令和2年(2020年)1月22日(水)以降、速やかに、全ての質問と回答を記載したものをファクシミリ又は電子メールにより全ての参加申込者へ送付する。

(5) その他

- ① 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。
- ② 質問の内容が6(4)に定める提出書類の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問内容に参加者名を特定できる記載がある場合は、回答しない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年(2020年)1月27日(月)正午まで

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は、午前9時から正午まで。郵送の場合は、提出期間の最終日正午必着とし、書留郵便等、配達記録

が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの内紙を用い、A3サイズの場合はA4サイズに折りたたんで提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。縦又は横向き印刷で両面刷りとし、フォントサイズは11ポイント以上の横書きとすること。ただし、図表等の用紙及びフォントサイズについては、この限りでない。

なお、提案書には、以下の事項を記載すること。

① 企画提案書等届出書(様式第5号)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書には次の項目を記載すること。また、わかりやすくするために、適宜カラーを用いたものとする。

ア 本提案の基本的な考え方

イ システム概要

ウ 空き状況確認から予約入力までの一連の流れ

エ セキュリティ対策

オ 保守運用管理体制

カ システム構築の作業内容及びスケジュール

キ システム構築の体制

ク 追加提案及びその他アピールしたい点

③ 見積書(様式第7号、第8号)

仕様書等を参考に本業務に係る費用について、次の項目ごとに見積書を提出すること。

(ア) システム開発業務委託費

システム開発、操作研修等に要する費用を記載すること。

(イ) システム保守運用管理業務委託費(57か月間の総額)

システム保守運用管理に要する費用を記載すること。

※見積書にはそれぞれ社印及び代表者印を押印すること。

※見積額は、1(6)で示した提案上限額(税込)を超えないこと。

※別途、契約時には、契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結(契約金額の10分の1以上)が必要となる。

(5) 提出部数

(4) ①の書類 正本1部

(4) ②及び③の書類 正本1部、副本6部

(6) 提出書類作成上の注意点

① 提出する提案は、1者につき1件とする。

② 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。

7 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、都合によりこのプロポーザルを辞退するときは、次のとおり参加辞退届を提出すること。

なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

ただし、企画提案書等提出後は、原則、プロポーザルの辞退は認めない。

(1) 提出期限

令和2年(2020年)1月17日(金)正午まで

(2) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(3) 提出書類

参加辞退届(様式第6号)

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

8 審査の方法

姫路市斎場予約システム導入等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書の書類審査を行い評価し、最上位の者を契約候補者とする。

(1) 書類審査

事業者が提出した4(1)及び6(4)の書類により、実績、企画提案書、見積書等の審査を行う。

(2) 審査項目等

次に記載する項目について審査を行う。

審査項目		配点	評価の視点
1. プロポーザルに関する事項		(140点)	
①	機能要件	30	システム基本性能及びインターネット予約・空き照会機能について、操作性や有効性がある提案であるか。
②	セキュリティ	20	セキュリティ対策、BCP対策について、具体的な提案であり、実効性はあるか。
③	業務への理解・サービスレベルの確保	20	斎場予約システムの導入目的である「住民サービスの向上」と「業務効率アップ」を根幹として、システムの総合的な充実度を満たしているか。
④	維持管理	20	システムの安定稼働を図る上で、ソフト面とハード面を含め保守及びサポートのサービス提供度が十分であるか。
⑤	拡張性	20	システムに将来の発展性はあるか。
⑥	構築体制	10	構築体制が詳細に示され、十分な技術と経験を持った技術者で組まれた体制であるか。

⑦	移行計画	10	令和2年(2020年)1月中旬に契約し、4月からの運用開始に無理のないスケジュールであり、確実に稼働をすることが出来る提案であるか。
⑧	提案における創意	10	機能要件以外でも創意を凝らした提案があり、かつ、発注者の導入目的の達成に有効であるか。
2. 見積金額に関する事項			(60点)
⑨	経済性	40	システム開発業務委託費
		20	システム保守運用管理業務委託費

9 契約候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 委員会の委員は、提出書類の提案内容を審査項目に沿って審査し、その合計得点により提案者の順位付けを行う。
- ② ①の審査において合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。評価の合計得点が同点の場合は、見積金額が安価な者を選定する。
なお、見積金額も同じであった場合は、くじを引かせて選定する。ただし、この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- ③ 提案書を提出した参加資格者が1者のみの場合でも、提案書の審査を実施する。
- ④ 提出された提案書を審査した結果、いずれの提案も仕様書で示した内容を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の決定を行わないことがある。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、速やかに書面にて通知するとともに、姫路市ホームページ、名古屋山霊苑管理事務所ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000010635.html>) に掲載する。

10 契約に関する事項

(1) 仕様の調整

姫路市と契約候補者で企画提案をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 契約の締結

契約候補者は、姫路市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合には速やかに契約を行う。

また、協議の結果、契約に至らなかったときは、9(1)①において次順位であった者と(1)同様に協議を行うこととし、以下同様とする。

11 失格要件

次のいずれかに該当した場合、参加申込者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出後、参加資格の条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

- (3) 提案上限額を超える金額の見積もりをしたとき。
- (4) 参加申込書兼誓約書又は企画提案書等が提出期限内に提出されないとき。

1 2 留意事項

- (1) 参加申込みをした者は、参加申込書の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 姫路市斎場は、名古屋山斎場、清水谷斎場の2斎場とする。
- (3) プロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 審査結果に対する異議の申立ては、一切認めない。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更及び差替えは認めない。ただし、姫路市が審査等に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (6) 提出物は、参加資格の有無にかかわらず一切返却しない。
- (7) 姫路市から得た資料、情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (8) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、契約候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、姫路市と協議した上で決定することになる。
- (9) 参加資格者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（明治22年法律第54号）を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正及び公平を害する行為を行わないこと。
- (10) 提案書に係る著作権は、参加資格者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表をするとき、その他市が必要と認めるときには、姫路市は、提案書の全部又は一部を参加資格者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (11) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (12) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合、又は業務の遂行に支障があると判明した場合は、契約を締結しないことがある。
- (13) 契約候補者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (14) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (15) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (16) 契約締結後においても、契約候補者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (17) 契約候補者と契約を締結しないときは、次点の参加資格者と契約交渉を行う。

1 3 提出先・問合せ先

〒670-0051 兵庫県姫路市名古屋山町14番1号
姫路市 名古屋山霊苑管理事務所
電 話：079-297-5030

FAX : 079-297-5031

メールアドレス : nagoyamareien@city.himeji.lg.jp